

平成31年度リーディング企業成長助成補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この補助金は、中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の中小企業者をいう。)の事業化に向けた新規性を有する技術開発及びその技術を活かした商品等の事業化展開に係る取組みを支援するとともに、県内産業を牽引する中核的企業を育成することにより、高付加価値を生み出す稼げる企業の創出を実現し、もって熊本県の経済の上昇を図ることを目的に、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象となる企業は、この補助金の交付の決定が行われる日以前にリーディング企業若しくはリーディング育成企業として熊本県知事(以下「知事」という。)の認定を受けた企業とする。

2 前項の知事の認定を受けた企業は、認定期間中においては、毎年度この補助金の交付申請をすることができる。ただし、補助金の交付は、1年度につき1回限りとする。

3 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業であつて、この補助金の申請を行う年度内に完了するものとする。

(1) 新技術・新商品開発事業

- ア 新技術の研究開発事業
- イ 新商品の試作、改良事業
- ウ 新商品のデザイン等の改善事業
- エ 新商品の求評事業
- オ その他新技術・新商品開発のために財団が適当と認める事業

(2) 販路開拓事業

- ア 展示会の開催、見本市等への参加
- イ 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査及び指導
- ウ 広報及び品質表示等の事業
- エ その他販路開拓のために財団が適当と認める事業

(3) 生産性向上事業

- ア 設備導入による生産設備の強化
- イ 他社特許の利用等による生産技術の強化
- ウ その他生産性向上のために財団が適当と認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、次の事業の区分に応じて定める右欄のとおりとする。

新技術・新商品開発事業	謝金、旅費、直接人件費、研究開発費、事務費、委託費、設備導入費、特許使用料
販路開拓事業	謝金、旅費、事務費、委託費
生産性向上事業	謝金、旅費、事務費、委託費、設備導入費、特許使用料

(補助率及び補助金の限度額)

第4条 補助の対象となる経費に係る補助率及び補助金の限度額は、次のとおりとする。

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助金の限度額	1,000万円

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した平成31年度リーディング企業成長助成補助金交付申請書(別記様式第1号)を、公益財団法人くまもと産業支援財団理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助を受けようとする事業の名称及び目的
- (3) 補助を受けようとする事業の内容及び経費の配分
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- (5) その他理事長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支予算書(別記様式第3号)
- (3) その他理事長が必要と認める書類

3 第1項の申請書及び前項の添付書類の提出部数は、それぞれ2部とする。

4 補助事業者(第2条第3項各号に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。)は、前条の申請をする場合において、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかなきは、これを減額した額で申請しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 理事長は、前条第1項の補助金の申請について、申請内容の審査を行い、交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付を申請した者に対し、平成31年度リーディング企業成長助成補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

2 前項の審査に係る手続き、方法その他の事項については、別に定める。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容等について、著しい変更が生じたときは、平成31年度リーディング企業成長助成補助金変更申請書(別記様式第5号)に事業変更計画書(別記様式第6号)を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。

2 前項の著しい変更は、事業の主要な部分の変更若しくは第3条の事業の区分に応じて定める右欄の経費の費目毎の金額又は助成総額の20パーセントを超える変更とする。

3 理事長は、前項の規定により変更申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る変更の内容等が適正であると認めるときは、その承認をすること

ができる。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、平成31年度リーディング企業成長助成補助金変更交付決定通知書（別記様式第7号）により、補助金の交付決定額の変更を必要としないときは、平成31年度リーディング企業成長助成補助金変更計画承認通知書（別記様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付を申請した者は、前2条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、申請の取下げをすることができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、平成31年度リーディング企業成長助成補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（別記様式第9号）を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

（補助事業の遅延等の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、平成31年度リーディング企業成長助成補助金に係る補助事業等遅延報告書（別記様式第10号）を速やかに理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第11条 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。この場合において、補助事業者は、補助金の交付の決定のあった会計年度（以下「当該会計年度」という。）の10月20日現在における補助事業の遂行状況について、平成31年度リーディング企業成長助成補助金遂行状況報告書（別記様式第11号）により、当該会計年度の10月末日までに理事長に提出するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第9条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、平成31年度リーディング企業成長助成補助金実績報告書補助事業実績報告書（別記様式第12号）を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）平成31年度リーディング企業成長助成補助金事業実績書（別記様式第13号）
- （2）積算明細書（別記様式第14号）
- （3）収支精算書（別記様式第3号を準用する。）

3 第1項の実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は当該会計年度の1月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 理事長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果を受けた場合におい

ては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、平成31年度リーディング企業成長助成補助金交付確定通知書（別記様式第15号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求等）

第14条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするとき（補助金の概算払いを受けようとするときを含む。）は、前条の規定により交付する補助金交付確定通知書を受領した後に、平成31年度リーディング企業成長助成補助金交付請求書（別記様式第16号）を、概算払いを受けようとするときは、平成31年度リーディング企業成長助成補助金概算払請求書（別記様式第17号）を、理事長に提出するものとする。

（財産の管理・処分の制限等）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も取得財産等管理台帳（別記様式第18号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項の取得財産等については、あらかじめ理事長の承認を受けず、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供（以下、本条において、「処分」という。）してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、補助事業者は、取得財産等を処分することができる。

（1）消費税及び地方消費税を除く取得財産等の価格が、50万円未満であること。

（2）処分をしようとする時期が、当該処分しようとする取得財産等を取得した時点から計算して、当該取得財産等に係る耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条に定める耐用年数をいう。）を経過していること。

4 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、平成31年度リーディング企業成長助成補助金に係る補助事業財産処分承認申請書（別記様式第19号）により申請するものとする。

5 理事長は、第3項の承認に係る取得財産等の処分をしたことにより収入が生じたときは、その収入の全部又は一部を理事長が指定する口座に納付させることができる。

（証拠書類の保管）

第16条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を、補助事業が完了した日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

（県規則の準用）

第17条 熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）第5条第1項、第9条、第12条、第15条、第17条第1項、同条第3項及び第4項、第18条、第19条、第20条の2及び第22条の規定は、この交付要項にお

いて準用する。この場合において、「知事」とあるのは「理事長」と、「補助金等」及び「補助金等又は間接補助金等」とあるのは「補助金」と、「補助事業等」とあるのは「補助事業」と、「補助事業者等」、「補助事業者等又は間接補助事業者等」及び「補助事業者等若しくは間接補助事業者等」とあるのは「補助事業者」と、規則第9条第3項中「第6条」とあるのは「第6条第1項」と、規則第15条第2項中「第13条」とあるのは「第12条」と、規則第17条第3項中「前2項」とあるのは「規則第17条第1項」と、規則第17条第4項中「第6条」とあるのは「第6条第1項」と、同項中「第1項又は第2項」とあるのは「規則第17条第1項」と、規則第19条第1項中「第17条第1項」とあるのは「規則第17条第1項」と、同条中「県」とあるのは「理事長が指定する口座」と、それぞれ読み替えるものとする。

（実施結果の事業化）

- 第18条 補助事業者は、補助を受けて実施した事業について、補助事業完了後も、その事業化に努めなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の終了した後5年間について、年度ごとの当該補助事業に係る過去1年間の事業化の状況について、平成31年度リーディング企業成長助成補助金に係る事業化状況報告書（別記様式第20号）により理事長に報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の報告をしたときは、その証拠となる書類を当該報告した日の属する年度の終了した後、5年間保存しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

- 第19条 補助事業者は、補助事業に基づく発明（特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明をいう。）又は考案（実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案をいう。）に関する特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を、補助事業を実施した年度又は補助事業を終了した後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらの権利を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく平成31年度リーディング企業成長助成補助金に係る産業財産権等取得等届出書（別記様式第21号）により、理事長に届け出なければならない。

（収益納付）

- 第20条 理事長は、補助事業者が補助を受けて実施した事業を事業化し、産業財産権等を譲渡し、又は実施権を設定し、若しくは補助事業の実施結果を第三者に供与することにより補助事業者に収益が生じたと認めるときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を理事長が指定する口座に納付させることができる。

（成果の発表）

- 第21条 理事長は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について、必要があると認めるときは、当該補助事業者に成果を発表させることができる。

（雑則）

- 第22条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月26日から施行する。